

2015日光そばまつり 出店者を募集します

「食」の特選日光ブランドの認定を受けた日光の手打ちそばと物産を、全国にPRするために「2015日光そばまつり」を開催します。それに先立ち、そばコーナーおよび物産コーナーの出店者を募集します。

とき：11月21日(土)～23日(月・祝)
ところ：日光だいや川公園オートキャンプ場およびインフォメーションエリア

◎そばコーナー

募集数：23店舗
出店料(3日間定額)：下表のとおり
申込先およびくわしくは
観光振興課 誘客推進係
☎(21)5170・☎(21)5121



◎物産コーナー
募集数：60店舗程度
出店料(3日間定額)：下表のとおり
申込先およびくわしくは
商工課 商工係
☎(21)5136・☎(21)5128

◎両コーナーとも

申込期限：7月31日(金)
申込方法：出店申込書に必要事項を記入の上、申込先へ郵送または持参、FAX
※申込多数の場合は、調整します。
※申込書および募集要項は、市ホームページに掲載しています。



表：出店料一覧

出店者	そばコーナー出店料	物産コーナー出店料	
		オートキャンプ場	インフォメーションエリア
市内事業者	90,000円	45,000円	60,000円
市外事業者	150,000円	60,000円	

※出店料は3日間の定額料金です
※会場内で調理したものを販売する場合は、営業許可申請手数料7,400円が別途必要です

市税などの徴収強化に 取り組んでいます

納期限内納付にご協力ください

くわしくは
収税課 収税係 ☎(21)5103

○全県下一斉の取り組みです

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月・平成28年3～5月を「市町村税徴収強化月間」として、県と県内全市町が協力し、全県下一斉に取り組んでいます。

○三位一体改革と税源委譲について

平成19年度からの三位一体の財政改革で、地方へ税源が移し替えられました。このため、市の歳入に占める税収の割合が一層高くなっています。

○一人一人が日光市を支えます

市の税収が低いと、歳入が低くなってしまい、行政サービスの提供に支障を来す恐れがあります。皆さんの納税が市政に直接影響すること



から、一人一人が市を支えることになりま。

○自主的な納付をお願いします

市税は納期限内に納付しましょう。納税相談もなく市税を滞納した方に対しては、差し押さえなどの滞処分を行わなければなりません。
※納期限一覧は広報5月号6ページに掲載されています。

市は税収確保に向けた取り組みを行います

納税相談

市税などを納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けます。
※毎週月曜日は午後7時まで

納税催告

納期限を過ぎても市税などの納付がない方に対し、督促状や催告書などの送付、自宅・勤務先への電話や訪問を行い、自主的な納付を催告します。

財産調査

滞納者の財産について、官公署や金融機関、保険会社などに対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与の差し押さえのため、勤務先の事業所などに給与の調査を行います。
個人事業主や法人の場合は、売

掛金などの差し押さえのため、取引先への調査を行います。

差押処分

不動産や預貯金、生命保険、給与、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差し押さえ財産の公売や取り立てを行います。
※特に強化月間中は、納付意志のない滞納者に対して、住居や事業所の搜索、自動車差し押さえのためのタイヤロックなどを実施します。



タイヤロックを使用した自動車の差し押さえ